

(資料3)

**秋田県窓口キャッシュレス決済推進事業業務委託
企画提案競技審査会設置要領**

(目的)

第1条 この要領は、秋田県窓口キャッシュレス決済推進事業業務委託の企画提案競技審査会（以下、「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(所掌事務)

第2条 審査会は、秋田県窓口キャッシュレス決済推進事業業務委託に係る企画提案内容の審査及び委託候補者の選定に関する事項を所掌する。

(組織及び運営)

第3条 審査会の構成は、次のとおりとする。

会長 出納局次長

委員 出納局次長が指名した者

2 会長は審査会を代表し、会務を総理する。

3 審査会の事務局は、出納局会計課決算・システムチームに置く。

(審査会)

第4条 審査会は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

3 審査会は、委員の2分の1以上の出席をもって開催する。

4 審査会の会議は、非公開とする。

5 委員長は、必要に応じて審査会委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査の実施方法)

第5条 企画提案競技の参加者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションにより実施する。

(審査の評価方法)

第6条 評価方法は、別紙「企画提案競技評価基準」ににより実施する。

(委託候補者の決定方法)

第7条 委託候補者は、審査内容に基づいて総合的に評価し、委員による協議の上、決定する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月9日から施行する。

(別紙)

秋田県窓口キャッシュレス決済推進事業
企画提案競技評価基準

評価項目及び評価基準		配点
1 キャッシュレス決済端末及びPOSシステム		
(1) 機器構成、機能	① 仕様書に準拠した機器構成及び機能を備えているか。	20
(2) 操作性	① 決済端末は、県民側及び職員側からの使いやすいものとなっているか。 ② レシートプリンター、キャッシュドロアーとの連携は可能か。	
(3) レシート出力	① レシートの印字内容は分かりやすいものか。 ② レシートの記載内容は柔軟に変更可能となっているか。 ③ 県民用と職員用が出力可能となっているか。	
(4) POSシステム	① POSシステムの機能、画面構成について、職員がわかりやすく、操作性は良いか。 ② 収納データを設置場所、手数料の種類、決済種別、収納金額、収納年月日等の区分別にCSV形式で出力及び集計が可能か。 ③ 手数料等の情報を各所属等で職員が簡単に更改できるか。	
(5) 決済手法の種類	① 仕様書記載のブランドに加え、豊富な類のキャッシュレス決済が利用可能であるか。	
2 保証、サポート体制及びセキュリティ対策		
(1) 保守、サポート、障害時の対応	① 機器、POSシステムにトラブルが発生した場合、迅速に対応できる体制を確保できるか。	15
(2) 研修体制、操作マニュアル	① 研修内容は、キャッシュレス決済を円滑に開始できるよう、きめ細やかな内容となっているか。 ② 機器等の使用にあたり、誰でも理解できるマニュアルであるか。	
(3) セキュリティ対策	① セキュリティ対策は十分か。	
3 指定納付受託事務		
(1) 決済手数料率及び決済手数料	① 決済手数料率は妥当であるか。 ② 決済手数料は請求書払いなど、県の負担とならない支払方法となっているか。	15
4 実施体制及び実績		
(1) 導入までのスケジュール	① 機器の設置や職員研修等、具体的に無理のない導入計画となっているか。	15
(2) 実施体制	① 本受託業務の実施にあたり、適正な実施体制となっているか。 ② 責任者が明確で、迅速な連絡体制など危機管理体制が十分であるか。	
(3) 本業務と同種業務の実績	① 地方公共団体等からの同種又は類似業務の実績は十分であるか。	
5 独自提案		
	① 会計事務の効率化や利用率向上などに資する提案であるか。 ② 他社と比べ、優位性等が認められる提案で、本県にとって有用であるか。	5
6 導入費用、運用費用 ※		
(1) 導入費用	① キャッシュレス決済開始前に必要な機器設置費等の導入費用は、適切かつ低廉であるか。	20
(2) 運用費用	② キャッシュレス開始後、POS利用料等の月額費用は、適切かつ低廉なものとなっているか。	
7 賃金水準の向上	} 別記「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準 } による	5
8 女性の活躍推進		5
		100

※ 導入費用及び運用費用における配点は、次の計算方式により算出する。

導入費用：10点×(導入費用の最低見積価格/導入費用の見積価格)

運用費用：10点×((POS利用料等月額費用の最低見積価格×6月)/(POS利用料等月額費用の見積価格×6月))

「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準

評価項目	設定区分		配点			
	大区分	小区分				
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1.50%以上	3			
		2.00%以上	4			
		3.00%以上	5			
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※3	各0.25	最大0.5	
			次世代法 ※3			
	法令に基づく認定		女活法 ※3	えるぼし	1	最大3
				プラチナえるぼし		
				くるみん		
				プラチナくるみん		
				若者雇用促進法 ※3		
	秋田県知事表彰の受賞		女性の活躍推進企業表彰	各0.5	最大1	
子ども・子育て支援知事表彰						
男女共同参画社会づくり表彰						

注1 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

注2 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計額（各評価項目5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注3 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、参加企業の配点の合計点を当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第1位を四捨五入）により配点を行う。

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）」により比較する。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）